

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に 対するパブリック・コメントの結果について

令和元年11月11日（月曜日）から令和元年12月10日（火曜日）までの期間で、久留米市新総合計画第4次基本計画（案）についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1 募集結果 44件（3名・5団体）

区分	人（団体）数	件 数
持参	2	2
郵送	1	2
電子メール	3	30
FAX	2	10
合計	8	44

2 意見の内訳

○久留米市新総合計画第4次基本計画（案） 44件

区分	件 数
意見の趣旨に基づいて原案を修正するもの	3
意見の趣旨が原案に記載されているもの	7
意見に対して原案を修正しないもの	23
その他（個別の取組への要望・提案など）	11

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

基本計画（案）に対するご意見の概要と市の考え方は、次頁以降のとおりです。

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
1	P2	総論 性格	地域社会計画	<p>総合的・計画的な行政の運営を図るための基本構想で、広汎にわたる施策が計画されており全体として評価できるので着実な取り組みにより「水と緑の人間都市」の実現を目指してほしい。</p> <p>今後、計画を実施するに当たり市民参加のありかたを明確にし、市民ニーズを的確に反映させ市民、行政が一体となった「市民一人ひとりが輝く久留米市」づくりを希望する。</p> <p>市民・企業などの民間団体との連携・協働できる仕組みもあると効率的な推進が可能かも知れない。</p>	原案に記載あり	<p>市民参加のあり方については、各論中、65ページの「協働によって築かれるまち」の「I 市民との協働の推進」において、行政運営のあらゆる段階で、市民や地域コミュニティ組織などとの協働を推進することとしています。</p> <p>また、民間団体との連携・協働については、総論中、13ページの都市づくりの基本的視点「(3)あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」の5項目めにおいて、様々な民間団体や事業者等と行政が積極的にパートナーシップを築いていくことを記載しています。</p>
2	P11	総論 基本的 視点（1）	時代の変化を見据えた施策の展開	<p>(意見) 「…懸念されることから、<u>合計特殊出生率の向上や、市外からの…</u>」の下線部分を削除</p> <p>(理由) 人口減少は持続可能な社会の維持が危ぶまれると言われている、また、自治体から見ても、税収減少、社会保障関連経費の増大、労働力不足や地域の活力低下など、多方面にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念される。そのために合計特殊出生率の向上を図るとなれば、リプロダクティブヘルスライツの視点から問題があるのではないかと考える。「女性が身体的、精神的、社会的に健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定するという国際的な人権感覚を盛り込んだものにしてほしい。あくまでも状況を把握するための合計特殊出生率であるので、これを上げることを目的にしてはならない。</p>	原案どおり	<p>持ちたい子どもの数と実際の子どもの数に差が見られる状況にある中、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう環境づくりに向けた総合的な取組の展開が重要であり、これらの取組により希望がかなった成果として、合計特殊出生率の向上につながるという認識のもとに、表現を整理しています。</p>
3	P16～18	総論 都市の姿指標	目指す成果	<p>魅力的な街とは、働く、住む、安心（防災、医療、コミュニティー、バリアフリー）、自然との共生、教育（知性、感性、考える力）などが提供できる場所あると考える。SDGsに沿った中でのより具体的な目標を設定し、それに向けた具体的な施策を立ててほしいと思う。目標が定性的なものがおく久留米市独自のアンケートや指標では客観性がないと思う。</p>	原案どおり	<p>第4次基本計画では、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、目指す都市の姿の実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」を設定しています。</p> <p>「都市の姿指標」では、施策の方向性ごとに目指す成果を設定し、中期的な視点での定性的な目標を立てています。</p> <p>また、各施策の実現状況を評価する指標として、施策ごとに毎年評価が可能な主な指標を定量的な視点で設定し、目的に応じた指標設定のもと、目指す都市の姿をわかりやすく表現したものです。</p> <p>なお、SDGsについては、総論中、11ページの都市づくりの基本的視点「(1)時代の変化を見据えた施策の展開」の4項目めにおいて、「SDGsの理念を取り入れた施策の展開を図ることを整理しています。</p>

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
4	P29	各論	1-4 環境を育み共生するまち	<p>〔施策の内容〕 II 自然環境の保全と生活環境の向上</p> <p>「生物多様性の大切さを学ぶ機会の充実と、～～～、多面的で公益的な機能を有する森林の適切な管理を進めます。」とあるが、その目的の達成のための指標がクリーンパートナー登録者数の増加だけはどうかと思う。何か具体的な、行政として取り組むべき指標を定め、施策を考えた方がいいのではないか。</p>	原案どおり	<p>第4次基本計画では、各施策の実現状況を評価する指標として、施策ごとに毎年評価が可能な主な指標を定量的な視点で設定しています。</p> <p>その他の具体的な数値目標は、事業計画や分野ごとの個別計画の中で検討し、設定していきます。</p>
5	P32	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>〔目指す姿〕</p> <p>(意見) 次のように修正してほしい。</p> <p>「同和問題・男女平等問題をはじめとするあらゆる差別の解消は、全ての人の自由と尊厳と権利の平等が確立されなければ実現できないものです。</p> <p>このことを市民一人ひとりが十分に理解し、主体的に行動することで、人権が確立されたまちを目指します。」</p> <p>(理由) 男女平等問題は人権問題であるという理解が一般的に非常に低いため、男女平等問題が重要な問題であると認識されにくい。男女平等問題は人権問題であるということを今一度確認するため。</p>	原案どおり	男女平等問題は人権問題であるという認識は重要であると考えていますが、ご意見の趣旨は、例示の一つとして「同和問題をはじめとする」に包含しています。
6	P32	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>〔現状と課題〕</p> <p>(意見) 次のように修正してほしい。</p> <p>「また、男女平等に関しては、性別により行動を分ける固定的性別役割分担による慣習や慣行が、広く社会の隅々にまで根強く残り、あらゆる問題の根本にある共通課題であることから、この変革に具体的に取り組む必要があります。」</p> <p>(理由) 男女平等問題は人権問題であるという理解が一般的に非常に低いため、男女平等問題が重要な問題であると認識されにくい。男女平等問題は人権問題であるということを今一度確認するため</p>	原案どおり	ご意見の趣旨は、原案の「男女平等に関しては、固定的性別役割分担意識による慣習や慣行が根強く残っていることから、男女平等についての正しい理解の定着を促進し、市民一人ひとりの主体的な行動につなげる必要があります。」に包含しています。

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
7	P32	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	[現状と課題] 現計画では、学校教諭による差別事件、解決されていない差別落書き事件などの久留米市としての課題点や社会問題としての人権侵害の記述があり、主体的な行動による市民の人権意識醸成及び差別や人権侵害に対する被害者の保護・救済も示されていましたが、今回の計画には一切触れられていない。どんな問題をどのようにしていくのかが不明。課題と問題解決に向けたことが示されていないため、何をするのかがわからない。	原案に記載あり	「現状と課題」において、差別事件や人権侵害事案が依然として発生しているという認識のもと、人権問題を取り巻く状況の変化を踏まえた展開や人権擁護施策の推進、同和問題の解決などを課題として整理しています。 また、「施策の内容」において、主体的な行動による市民の人権意識醸成及び差別や人権侵害に対する被害者の保護・救済について記載しています。
8	P32	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	[現状と課題] (意見)「固定的性別役割分担意識〔※1〕による <u>制度</u> 、慣習や慣行が根強く残っていることから、男女平等についての正しい理解の定着を促進し、 <u>性別にとらわれない市民一人ひとりの…</u> とする。 (意見)※1の注釈「……固定的に分ける考え方のこと。」とする。 (理由)慣習や慣行に限らず制度の実態も固定性別役割分担によると考えるから。	原案どおり	ご意見の趣旨は、原案の「男女平等に関しては、固定的性別役割分担意識による慣習や慣行が根強く残っていることから、男女平等についての正しい理解の定着を促進し、市民一人ひとりの主体的な行動につなげる必要があります。」に包含しています。
9	P32	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	[現状と課題] 現計画では、課題と施策の方向の中で、「同和問題に関しては、経済的自立や社会参加の機会均等を図るための支援など、その解決につながる取り組みを進めています。」と表記されているが、今回の案ではそれが省かれている。「生活実態調査」での経済格差（年間で約100万円低い）への認識がされていない。過去の対策事業でも解決できていないことを無視することには問題がある。きちんと文言上でも明記すべきであり、課題把握もされていない。課題は解決されたとするならば、生活実態の把握をどのようにされているのか、また、実態把握をするというスタンスも無いのか疑問である。きちんと課題認識への表記がなされるべき。	原案に記載あり	同和問題の解決に向けた施策の充実が求められているという課題認識のもと、「施策の内容」において、経済的自立や社会参加の機会均等を図るための支援に取り組むことについて整理しています。

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
10	P33	各論	2-1 人权の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>【施策の内容】 I 人权意識の確立と人权擁護の推進</p> <p>新計画には、市民の自主的活動に対する学習機会や情報提供が示されておらず、地域での市民主体の人权啓発活動や学校、地域、家庭の連携による「人权のまちづくり」が触れられていない。現在、活動している団体や市民の活動を無視しているとしか思えない。</p>	原案を修正	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 関係機関や団体等との連携を深めるとともに、</p> <p>【修正後】 地域や学校、関係団体等との連携を深め、人权のまちづくりを推進するとともに、</p>
11	P33	各論	2-1 人权の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>【施策の内容】 I 人权意識の確立と人权擁護の推進</p> <p>人权擁護の視点での人权侵害の相談・支援・迅速な救済体制が記載されていないため、やる必要がないと誤解され、被害者は落胆する。</p>	原案に記載あり	<p>「施策の内容」において、人权問題に対応する相談体制の充実、人权侵害の未然防止、被害者の保護や救済について整理しています。</p>
12	P33	各論	2-1 人权の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>【施策の内容】 I 人权意識の確立と人权擁護の推進</p> <p>現在の計画には、内容として4つの項目があるが、新計画では2つの項目に集約されており、「同和対策の充実」が削除され、現計画で示されている「生活基盤の充実と経済的自立に向け、就学・進学の支援による教育の機会の均等や、関係機関などとの連携した就職の機会の均等を図るために取り組みを進めるとともに、保育の支援による就労環境の整備を図ります。また、必要な生活環境の整備・改善や、同和保育、高齢者支援や健康づくり支援による保険福祉の向上、隣保館、教育集会所の活動の活性化による教育・文化の向上を図ります。」としている施策が簡単な言葉で整理されており、これまでの施策すべて無くすような印象を与えている。削除には反対である。</p>	原案どおり	<p>第4次基本計画では、計画の内容をより端的に伝わるものにするため、現在の第3次基本計画から構成や分量を大きく見直しています。</p> <p>なお、各施策の推進にあたっては、同和問題解決に向けた取組の経緯や差別を取り巻く現状など、様々な背景を踏まえ、適切に取り組んでいきます。</p>
13	P33	各論	2-1 人权の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>【施策の内容】 I 人权意識の確立と人权擁護の推進</p> <p>时限立法で行われた事業は問題解決に向けたものであり、その後の事業についても一般施策に創意工夫を凝らして行うこととされているものを無視しているとしか思えない。</p>	原案どおり	<p>各施策の推進にあたっては、同和問題解決に向けた取組の経緯や差別を取り巻く現状など、様々な背景を踏まえ、適切に取り組んでいきます。</p>

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
14	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	〔施策の内容〕 I 人権意識の確立と人権擁護の推進 2016年に施行された「部落差別解消推進法」や県の条例で、部落差別が現に存在することが明記されているのに、「同和問題は解決した」かのような誤解を招く施策削除は時代遅れであり、具体策を実施しないことは「そつとておけば無くなる」というスタンスと言える。法律を無視した計画は不要であり、市民として恥ずかしい。	原案に記載あり	「現状と課題」の中で、「差別を解消するための法律の施行などを踏まえ」と課題認識を整理し、「施策の内容」において「同和問題の解決に向けて、経済的自立や社会参加の機会均等を図るための支援などに取り組む」との記載で整理しています。
15	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	〔施策の内容〕 I 人権意識の確立と人権擁護の推進 実態の把握もしない中での計画は、とりあえず作ればよいとの認識としか思えず、市民不在の計画との非難を免れない。	原案に記載あり	「施策の内容」の中で、差別の実態を捉えていくことを記載しています。
16	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	〔施策の内容〕 I 人権意識の確立と人権擁護の推進 男女共同参画についても、久留米市の特徴的な産業分野である農業・商工業という具体的なことが削除されており、抽象的でぼんやりとした表現でまとめられているため、旧来の固定的な役割への手立てが不明。	原案どおり	施策の具体的な取組内容については、男女共同参画に関する個別計画である「久留米市男女共同参画行動計画」において整理しています。
17	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	〔施策の内容〕 I 人権意識の確立と人権擁護の推進 本邦外出身者に対する人権尊重が一切記載されていないのは時代遅れを感じる。	原案に記載あり	「施策の内容」において、「今後増加が見込まれる外国人や、性的少数者からの相談など、様々な人権問題に対応する相談体制の充実に取り組みます。」との記載で整理しています。
18	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	〔施策の内容〕 I 人権意識の確立と人権擁護の推進 「人権施策推進委員会」に、市長は一座も参加されていないと聞くので、委員会の論議内容はこの新計画に反映されるのか疑問。	その他	人権施策推進委員会でのご意見は、今後、人権教育・啓発に関する個別計画である「久留米市人権教育・啓発基本指針」や個別事業の取組において反映していきます。
19	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	〔施策の内容〕 I 人権意識の確立と人権擁護の推進 県条例施行を受けて、久留米市でも「部落差別解消推進条例」を作るべき。その上で、総合計画内容もより充実した具体性のある内容に改正すべき。	その他	条例の制定や人権施策の推進にあたっては、様々な背景を踏まえ、適切に取り組んでいきます。

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
20	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>[施策の内容] I 人権意識の確立と人権擁護の推進</p> <p>(意見)「市民の人権意識を醸成するための教育や啓発を強化し、<u>市の全ての政策を男女平等の視点を踏まえ実施します。</u>あわせて、関係機関や団体との連携を深めるとともに、<u>根強く残る部落差別の解消と解決の道筋に学び</u>」と下線部分を挿入修正。</p> <p>(理由) 性差別は全ての分野で解消のための政策の推進が必要である。また、久留米市では、部落差別の解消に長年取り組み、その解決の道筋を確立して来ている。それは、差別の現実をきちんと捉え、具体的に実態を変える対策と差別を無くしていく主体の形成、差別意識を無くすための啓発や教育などである。その道筋に学んで、新たな課題の解決に当たることは、差別解消の基本ではないかと考える。</p>	原案どおり	<p>ご意見の前段部分については、市の施策推進に係る基本的視点として、総論中、12ページの都市づくりの基本的視点「(2)市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」の1項目めにおいて、男女平等をはじめとする人権の尊重を踏まえたまちづくりを進めることを整理しています。</p> <p>後段部分については、「施策の内容」において、部落差別の解消と解決に向けたこれまでの取組に学ぶ視点を包含して整理しています。</p>
21	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>[施策の内容] II 男女共同参画の推進</p> <p>(意見) 都市の姿指標を「固定的性別役割分担に賛同しない人の割合」に変更修正。</p> <p>(理由) 男女平等社会づくりのためには、固定的性別役割分担の解消が最重要と考えるから。</p>	原案どおり	<p>意識の醸成は重要であると認識していますが、今回設定する指標では、意識の醸成も含めた様々な取組の結果として表れる具体的な行動を指標に設定しています。</p>
22	P33	各論	2-1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	<p>[施策の内容] II 男女共同参画の推進</p> <p>(意見)「…固定的役割分担意識の解消を図るための教育や…」を「…固定的な役割分担の根強い慣習や慣行を変革するための教育や…」に変更修正</p> <p>(理由) 男女平等意識の市民意識調査によると、「男は社会、女は家庭」という考え方を肯定的に捉える人は減ってきているが、実際の生活場面では、女性の多くの何らかの社会的労働に従事し、家事労働の多くを担っている。女性は、仕事との両立に大きな困難を抱えている実態がある。また地域でも性に基づく根強い慣習や慣行が残っており、女性の社会参画率は低いままである。 久留米市の男女共同参画の取組が成果を上げている一方、性別役割分担の実態が変革できていない。このことこそ、今後の目標として、啓発だけでなくその実現を目標として掲げて欲しい。</p>	原案を修正	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 市民一人ひとりの男女平等の意識づくりや固定的性別役割分担意識の解消を図るための教育や啓発を強化します。</p> <p>【修正後】 市民一人ひとりの男女平等の意識づくりのための教育や啓発を強化するとともに、固定的性別役割分担意識に基づく慣習や慣行の解消に向けた取組を推進します。</p>

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
23	P34	各論	2-2	<p>[目指す姿]</p> <p>(意見) 「…防災機能や「自助」「共助」「<u>公助</u>」による地域防災力の向上により…」の下線部分を追加修正</p> <p>(理由) 地域防災力は「公助」とともに計画しないと向上に結びつかないと考える。</p>	原案どおり	「公助」の視点は、前文の「市民の生命を最優先に、身体及び財産を災害から守り、都市基盤における高い防災機能や」に包含するとともに、具体的な取組については、施策の内容において整理しています。
24	P34	各論	2-2	<p>[現状と課題]</p> <p>(意見) 「…また、<u>男女で共に考える避難所環境の充実や…</u>」と下線部分を追加修正</p> <p>(理由) 仮の住環境でも女性の意見が尊重されない避難所では、行くことをためらったり、安心して暮らせないケースが多いことがこれまでの経験で言われているので。</p>	原案どおり	避難所環境については、男女で共に考えるという視点をはじめ、高齢者や障害者への配慮など、様々な視点や配慮が必要になることから、表現の整理としては原文のままでします。
25	P35	各論	2-2	<p>[施策の内容] I 総合的な危機管理の強化</p> <p>「雨水流出抑制などの浸水対策の強化」には賛成。しかし、ここ数年、店舗や住宅への浸水が起こっていますので、喫緊の課題であると感じる。したがって、この一言だけでなく、もっと踏み込んだ施策内容を記載すべきではないか。</p>	原案どおり	浸水対策は大変重要な課題であると認識しており、国や県と連携した治水事業や河川整備などにも取り組むことを含め、施策の内容を整理しています。 施策の具体的な内容については、事業計画や分野別の個別計画の中で示していきます。
26	P35	各論	2-2	<p>[施策の内容] II 暮らしの安全対策の推進</p> <p>暗い夜道が多く防犯上危険なので、街灯の設置を進めてほしい。</p>	その他	久留米市では、自治会等と協働しながら防犯灯設置の取組を進めています。
27	P35	各論	2-2	<p>[施策の内容] II 暮らしの安全対策の推進</p> <p>交通事故発生事件について10万人あたりの交通事故発生件数の目標値を達成するために、久留米市としてどのような取り組みをしていくのか。</p>	その他	交通事故を防止するために、実技体験型の交通安全講習や街頭キャンペーンなどの交通安全啓発活動を積極的に推進しています。

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
28	P37	各論	2-3 心豊かな市民生活を創造するま	<p>〔施策の内容〕 II 生涯学習・スポーツの振興</p> <p>地域でスポーツを楽しみ健康づくりを進める機会や施設の利用環境を充実させるために、運動できる施設をつくりたり、スポーツイベントを開催したりする計画を立ててほしい。</p>	その他	<p>久留米市では、「久留米市スポーツ振興基本計画」を策定し、各種事業を計画的に進めている中、地域でのスポーツ振興や健康づくり事業などにも取り組んでいます。</p>
29	P39	各論	2-4 多様な市民活動が連帯するまち	<p>〔施策の内容〕 I 地域コミュニティの活性化、 II 市民活動の活性化</p> <p>「地域で活躍する人材をつくる」や「地域活動の担い手の育成」について、どの様な具体策をもって実行していくのか、校区住民に伝わってこないため、各校区での人材の育成・計画・プロセス・フォロー・ゴールへの具体策の作成と、各校区組織が人材育成の部署を設置し、3～5～10年計画のもと実行出来る仕組みづくりをお願いしたい。</p>	その他	<p>人材育成や担い手の育成については、現在、校区コミュニティ組織との研修等を通じて、地域活動の重要性や必要性についての認識を深めるとともに、校区まちづくり連絡協議会と協働で小学生向けの自治会加入パンフレットを作成し、各小学校へ配布するなどの取組を進めています。</p> <p>また、将来の地域活動の担い手として期待できるPTAや地域で活動している団体等と、校区コミュニティ組織をつなぐ交流会の開催など、新たな取組も開始しています。</p> <p>今後も、更なる地域活動の活性化と、地域の担い手の育成に向けた取組について検討していきます。</p>
30	P40	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	<p>〔目指す姿〕</p> <p>(意見) 「…また、次代を担う子どもたち一人ひとりが大切にされ、」の後に<u>「子どもの権利条約」</u>の理念に基づき、<u>「子どもの利益を最優先にしたまちづくり」</u>と下線部を挿入修正</p> <p>(理由) 久留米市では、子どもの自死やいじめ、虐待や体罰など、子どもの人間としての尊厳が傷つけられ心身の安全が脅かされる事象が起きている。子どもの権利条約では、子どもを権利の主体者として位置づけ、子ども自身が救済を求めたり、権利侵害の不当さを主張したりできるよう手立てを講じるように示唆している。子どもを権利主体として育てる視点を持って啓発に取り組んでもらいたい。</p>	原案どおり	<p>ご意見の趣旨は、「次代を担う子どもたち一人ひとりが大切にされ」の部分に包含し、整理しています。</p> <p>また、31ページの第2章の方向性において、子どもの幸せを最優先に考え、すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えていくことが重要であるという認識を記載しています。</p>
31	P41	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	<p>〔施策の内容〕</p> <p>子育て支援と教育分野にもっと力を入れてほしい。そのことが、市外から人を呼び込むことにつながる。特に、教育環境の充実は重要である。</p>	その他	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの笑顔があふれるまちの実現に向けて、取組を推進していきます。</p>

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
32	P41	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	〔施策の内容〕 I 安心して産み、育てられる環境の充実 (意見) 都市の姿指標を待機児童の人数に変更修正 (理由) 値値観の多様化により、子どもを産まないという選択をする人、産めない人もいる中で、出生率を指標にすることには疑問を感じる。希望する人が安心して産み育てられる環境がどれだけ充実したかを指標にすべきと考える。	原案どおり	ご意見の待機児童の人数については、指標の設定過程において検討しましたが、施策の全体を示すには十分ではないと判断し、原案の指標としています。
33	P41	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	〔施策の内容〕 I 安心して産み、育てられる環境の充実 幼児教育・保育や学童保育に関する質の向上と待機児童の解消に向けた政策内容とはどのようなものか、具体的に示してほしい。	原案どおり	幼児教育・保育や学童保育に関する施策の具体的な取組内容については、事業計画や分野別の個別計画の中で示していきます。
34	P41	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	〔施策の内容〕 I 安心して産み、育てられる環境の充実 結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなう環境づくりの具体的な内容は何か。	その他	結婚・妊娠・出産子育ての希望をかなえる施策の具体的な取組内容については、事業計画や分野別の個別計画の中で示していきます。
35	P41	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	〔施策の内容〕 II 子どもの健やかな育ちの保障 児童虐待の防止について、具体的な対策を教えてほしい。	その他	児童虐待防止に関する施策の具体的な取組内容については、分野別の個別計画や事業計画の中で示していきます。
36	P42	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	〔施策の内容〕 IV 安心して学べる教育環境づくりの推進 (意見) 「…いじめや不登校の早期発見、早期対応するために、教職員や保護者が子どもに寄り添った支援ができるように研修や支援のネットワークを作るとともにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など支援体制の充実をはかります。」と下線部分を追加挿入 (理由) スクールソーシャルワーカーの配置は、「子どもの貧困対策大綱」（2014年8月29日閣議決定）に盛り込まれており、不登校やこころの問題を抱える児童を育てる家庭に対して伴走型支援が大切であると考える。	原案どおり	ご意見の趣旨は、「いじめや不登校の早期発見、早期対応、障害を持つ子どもや日本語習得に関して支援が必要な子どもへの支援体制の充実などを通じて、自尊感情や自己有用感を高める取り組みを進めます。」の部分に包含し、整理しています。 また、いじめや不登校の早期発見、早期対応に関する施策の具体的な取組内容については、事業計画や分野別の個別計画の中で整理し、取組を進めています。

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
37	P42	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	[施策の内容] IV 安心して学べる教育環境づくりの推進 ICT教育をもっと多くの学校で活用することが必要だと思う。	原案を修正	ご意見の趣旨及び国の動向を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 あわせて、これからの子どもたちの学びの基盤となるＩＣＴの活用やプログラミング教育の推進、外国語教育の充実に取り組みます。 【修正後】 あわせて、新時代の子どもたちの学びを支える、ＩＣＴを基盤とした先端技術の効果的な活用を図り、プログラミング教育や外国語教育、個別最適化された学びの実現などに取り組みます。
38	P42	各論	2-5 子どもの笑顔があふれるまち	[施策の内容] IV 安心して学べる教育環境づくりの推進 いじめや不登校の早期発見、早期対応とあるが、具体的な方法について教えてほしい。	その他	小学校での生徒指導センターの配置や中学校での校内適応指導教室の充実などに関する施策の具体的な取組内容については、事業計画や分野別の個別計画の中で示していきます。
39	P48	各論	2-7 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	[現状と課題] (意見) 「…障害者、 <u>ひとり親家庭</u> 、生活困窮者など、…」と下線部分を挿入 (理由) 子どもの貧困は、子どもを養育している親の貧困と密接に関連している。日々食べていくための暮らしは紡いでいても、日本では子どもを育てるのはまず親の責任と思われている。増え続けているひとり親家庭も、何らかの支援を要する例示に挙げてもらいたい。	原案どおり	ご意見の趣旨は、「生活困窮者など」に包含しています。
40	P49	各論	2-7 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	[施策の内容] II 高齢者・障害者福祉の充実 (意見) 「…基幹相談支援センターなど相談支援体制の充実 <u>及び入所施設等の増設</u> に取り組みます。」と下線部分を追加 (理由) 「生活実態調査」によると「短期入所ができる場が増えていない」状態であることが報告されている。（くるめ障害者基幹相談支援センター通信9月号）	原案どおり	ご意見の趣旨は、「様々な在宅福祉サービス」の中に包含して整理し、充実することとしています。

久留米市新総合計画第4次基本計画（案）に対する意見と対応

提出件数：44件（3人,5団体）

No.	原案頁	区分・施策コード	中分類	意見の概要	対応区分	対応の考え方
41	P49	各論	2-7 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	<p>[施策の内容] III 生活困窮や子どもの貧困対策の充実</p> <p>(意見) 「…切れ目がない早期の支援と<u>自立後の支援を含め包括的かつ…</u>」に下線部分を追加</p> <p>(理由) 生活困窮者の支援は早期の支援だけでは無理だと考える。自立の生活についても見守る体制が必要。</p>	原案どおり	困窮者に対する支援は、自立後の一定期間の見守りも当然に含んだ支援のことであり、「包括的かつ継続的に」の中に包含し、整理しています。
42	P49	各論	2-7 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	<p>[施策の内容] III 生活困窮や子どもの貧困対策の充実</p> <p>(意見) 都市の姿指標「生活自立センターの相談支援件数」の目標値を、現状値より上回る数値に設定する。</p> <p>(理由) 潜在化している支援の必要な市民や家庭が存在すると思われるから。</p>	原案どおり	ご意見の点については、原案49ページの注釈にもあるとおり、現状値が既に国の基準を上回る実績で推移しており、現在の支援件数を維持することを目標としているもので、現状値を上回る目標を立てることは困難であると判断しています。
43	P53	各論	3-1 知恵と技術を創造するまち	<p>[施策の内容] II 魅力ある農業の振興</p> <p>目標が農業産出額の総額になっているが、項目ごとの指標、例えば、緑花木産業に絞った目標値は設定できないか。内容により具体的な施策や方法は異なると思う。</p>	原案どおり	その他の具体的な数値目標は、事業計画や分野ごとの個別計画の中で検討し、設定します。
44	P53	各論	3-1 知恵と技術を創造するまち	<p>[施策の内容] II 魅力ある農業の振興</p> <p>道の駅くるめは年間来場者数160万人あり、隣接するくるめ緑花センターの集客も大きい。人が集まるところにはビジネスチャンスが十分にあり、耳納北麓地域の玄関口としての効果は大きい。また、近隣には自然由来の資源が豊富にあり、景観上もくるめをアピールできる地域であるため、農業振興地域のエリアを解除し、久留米市ならではの商業振興地域に指定すれば相乗効果のあるエリアになり市民が誇れ、また観光分野、農業分野、商業分野など久留米ならではの独自性をだせる、相乗効果のあるエリアになるのではないかと考える。その部分でもう少し踏み込んだ方針が必要ではないか。</p>	その他	道の駅くるめは、市内農産物のPRだけではなく、久留米市を代表する貴重な観光資源の一つであると考えています。第4次基本計画本文では具体的な内容には言及していませんが、事業計画や分野ごとの個別計画の中で、道の駅くるめの活性化を示していきます。